

平成 21 年度事後評価シート（平成 20 年度に実施した施策）

施策名	2. 地球環境の保全	評価年月日	平成21年4月1日
総括部局及び総括課長名	地球環境局総務課長 木村 祐二		

①施策の位置づけ

環境基本計画における位置づけ(第二部)			平成 20 年度版環境・循環型社会白書における位置づけ (※・・・323 ページ以降)	
政策(章)	2章	環境保全施策の体系	1章	地球環境の保全
施策(節)	1節	1 地球環境の保全	7章	各種施策の基盤、各主体の参加及び国際協力に係る施策
	3節	1 地球環境保全等に関する国際協力の推進		
その他関連する個別計画		京都議定書目標達成計画（平成 17 年 4 月閣議決定） 海洋基本計画（平成 20 年 3 月閣議決定）		

※環境・循環型社会白書「平成 20 年度環境の保全に関する施策・平成 20 年度循環型社会の形成に関する施策」から該当箇所を記載

②施策について

施策の方針	オゾン層保護対策、酸性雨・黄砂対策及び地球環境分野における国際協力・研究調査などを通じて、地球規模の環境を保全する。				
予算動向		H18 年度当初	H19 年度当初	H20 年度当初	<備考>
	金額(単位:千円)	2,563,948	7,016,277	6,248,053	
	一般会計	2,563,948	7,016,277	6,248,053	
	特別会計				
施策を構成する具体的手段	【オゾン層の保護・回復】				
	<ul style="list-style-type: none"> ・「オゾン層の保護のためのウィーン条約」及び「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書」並びに「オゾン層保護法」による、オゾン層破壊物質の生産・消費規制、排出抑制対策の実施及びオゾン層の状況等の監視・公表。 ・「フロン回収・破壊法」によるフロン類の回収・破壊の促進、ハロンや断熱材フロンの排出抑制対策の検討、途上国におけるオゾン層保護対策等への支援。 				
	【酸性雨対策・黄砂対策】				
	<ul style="list-style-type: none"> ・「東アジア酸性雨モニタリングネットワーク(EANET)」の活動の推進、東アジア地域における酸性雨等の大気汚染対策の推進に向けた調査研究等の国際協力。 ・国際的なプロジェクトと協働した、黄砂モニタリングネットワークの確立や日中韓三カ国による共同研究の実施。 ・酸性雨・黄砂について、長期継続的な国内モニタリングの実施。 				
【海洋環境の保全】					
<ul style="list-style-type: none"> ・海洋環境保全に関する条約及び国内法の着実な実施と「北西太平洋地域海行動計画(NOWPAP)」などの地域的取組の実施。 					
【地球環境分野における国際協力・研究調査等】					
<ul style="list-style-type: none"> ・世界的な森林の保全、砂漠化への対処、南極地域の環境保全に関する国際的枠組みの遵守や発展に向けた自然資源の総合的な保全・管理手法の検討。 ・地球環境保全等に関する国際的な連携の確保、開発途上地域の環境保全に係る支援、国際協力の円滑な実施のための国内基盤の整備。 ・国際的寄与・参加のための体制の充実強化、貿易や投資のグローバル化と環境保全に関する取組の展開。 ・アジア太平洋地域における、持続可能な開発に向けた科学的ツール及び政策オプションの開発・提供。また、気候変動に関する政府間パネル(IPCC)等の国際的な機関への支援。 ・地球環境分野の監視・観測及び調査研究の推進。 					

③施策の方針に対する総合的な評価

【オゾン層の保護・回復】

- オゾンホールは、ほぼ毎年大規模に発達しており、現時点でオゾンホールに縮小する兆しがあるとは判断できない。また、ハイドロクロロフルオロカーボン(HCFC)の大気中濃度は増加を続けており、引き続き対策を講じた。
- 平成19年度10月より新たに整備時の回収が義務づけられたこともあり、業務用冷凍空調機器からの冷媒フロン類の回収量は増加したものの、地球温暖化対策の見地からも引き続きフロン回収・破壊法の周知徹底及び施行強化を図り、回収量の増加に努めた。

【酸性雨・黄砂対策】

- 酸性雨については、我が国の主導により EANET が平成13年から本格稼働を開始し、共通手法を用いた酸性雨モニタリングなどの活動を推進している。我が国は、EANETのネットワークセンターに指定されている酸性雨研究センターと協力しつつ、東アジア諸国の大気管理能力向上に向けた活動に積極的に貢献している。国内においては、EANETの手法と調和させた長期モニタリングを実施しており、平成21年3月には平成15年度から19年度の調査結果をとりまとめて酸性雨や越境大気汚染の状況やその影響を評価するなど、目標達成に向け進展があった。
- 黄砂については、日中韓の黄砂対策に係る地域協力の推進や国際プロジェクトに貢献するとともに、国内におけるモニタリングを推進しており目標達成に向け進展があった。

【海洋環境の保全】

- 海洋汚染防止対策については、国際的な連携の下で、油、有害液体物質等、廃棄物について、各種の規制措置を講じてきた。
- 漂流・漂着ゴミ対策に関する関係省庁会議とりまとめを踏まえ、漂流・漂着ゴミに関する施策を着実に実施した。特に、漂流・漂着ゴミに係る国内削減方策モデル調査については、7県11海岸のモデル地域を選定し、漂着ゴミの効率的かつ効果的な回収・処理方法の検討に向けて進展があった。

【地球環境分野における国際協力・研究調査等】

(森林の保全・砂漠化への対処・南極の環境保全)

- 森林の保全については企業とのパートナーシップの促進に関する調査事業及び木材調達のグリーン化普及啓発事業の実施、砂漠化対策についてはアフリカの砂漠化評価及び北東アジアにおける砂漠化防止のためのパイロット事業の実施、また、南極地域の環境保全等の分野については、環境保護に関する南極条約議定書責任附属書の解釈に関する議論への積極的な参加等により、国際的な貢献を行った。

(国際的な貢献と連携・国際協力)

- 地球環境保全に関して、G8、国連、経済協力開発機構(OECD)、アジア太平洋環境会議(エコアジア)、日中韓三カ国環境大臣会合(TEMM)、ASEAN+3 環境大臣会合、東アジア首脳会議(EAS) 環境大臣会合等の各種の枠組みのもとで、資金拠出、専門家の派遣、会議等での我が国の優良事例の報告など、積極的な貢献を行い、国際的な環境政策の推進に寄与した。また、貿易と環境の相互支持性の強化のために、貿易自由化に起因する環境影響調査や、他国の環境・貿易政策のレビュー等、自由貿易協定(FTA)/経済連携協定(EPA)交渉や世界貿易機構(WTO)交渉等に有効な政策研究を行い期待どおりの成果が得られた。
- アジア太平洋地域の有識者との間で同地域での革新的な取組を実現するためのスキームの議論を行い、優良事例の収集や政策対話を通じて、国際協力における知的貢献とそのための戦略づくりに寄与した。

(研究調査)

- 重点施策に基づき、低炭素社会づくり及び賢い適応策にかかる2つの特別募集枠を設定し、重点的な資金配分を行うことにより、効率的かつ効果的な運営を行った。
- 地球環境分野の調査・研究により、地球温暖化観測に必要な基盤技術の開発や、地球温暖化分野の情報提供の推進を図った。また、IPCCへの支援は、第5次評価報告書作成に向けたIPCCの諸活動に貢献した。



④今後の主な課題

【オゾン層の保護・回復】

- 業務用冷凍空調機器からのフロン類回収量の増加に向けた取組強化及び機器使用時排出抑制対策の検討推進。
- 冷媒以外の用途におけるフロン類の排出抑制対策の検討推進。
- 途上国におけるオゾン層破壊物質の削減・回収破壊対策の検討推進。

【酸性雨・黄砂対策】

- EANET の設立基盤の強化や、モニタリングにとどまらず、東アジア地域の大气環境管理に資するインベントリ作成やシミュレーションモデル開発等 EANET 活動の発展・拡大に向けた検討。
- 越境大气汚染や酸性沈着による影響の早期把握に向けた調査研究の推進。
- 日中韓三カ国環境大臣メカニズムを活用した黄砂モニタリングネットワーク構築等の北東アジア地域協力体制等の検討。

【海洋環境の保全】

- 海洋環境モニタリングについて、今後のあり方の見直し。
- 二酸化炭素海底地層貯留に係る環境保全上適正な管理手法の検討。
- 漂流・漂着ゴミ問題の解決に向けた検討。

【地球環境分野における国際協力・研究調査等】

（森林の保全・砂漠化への対処・南極の環境保全）

- 「持続可能な森林経営」及び違法伐採対策の検討。
- 砂漠化対処条約の枠組みの下、科学的・技術的に貢献するための取組の推進。
- 南極地域の環境保護については、基地が周辺環境に与える影響のモニタリング技術指針の作成、南極環境保護議定書責任附属書（平成 17 年 6 月採択）への対応、南極条約及び環境保護に関する南極条約議定書に基づく査察の実施検討、国内担保法に基づく手続きの徹底に係る普及啓発の推進。

（国際的な貢献と連携・国際協力）

- 地球環境問題や途上国における貧困等が深刻化する中、持続可能な開発を実現するための国際的な取組が肝要であり、我が国として、引き続き国際的枠組みへの様々な形での関与を通じ、積極的な貢献をしていく必要がある。
- グローバル化と環境に係る具体的な政策の開発及び実施、FTA/EPA 条項の比較分析、貿易と環境の相互支持性を強化する協力案件の検討等の政策研究を行う。
- アジア太平洋地域の様々な主体による、この地域に相応しい持続可能な開発の実現に向けた取組の促進。

（研究調査）

- 観測空白域・空白分野の解消、観測データに係る速報の強化、観測データ利用の促進。
- より重要な分野への研究資源の配分強化、海外との連携強化。



⑤今後の主な取り組み

【オゾン層の保護・回復】

- フロン回収・破壊法の周知徹底及び施行強化を図るとともに、機器使用時の排出抑制に向けて要因把握・分析や必要な対策を検討推進する。
- ノンフロン製品の更なる普及推進等、脱フロン社会の実現に向けた施策を検討推進する。
- 途上国におけるオゾン層破壊物質削減プロジェクトの発掘・形成を図るとともに、プロジェクトを検討推進する。

【酸性雨・黄砂対策】

- 東アジア地域における大气汚染防止の取組を推進するため、国際的な枠組みであるEANET活動の将来発展に向けた取組の推進や、東アジア諸国の大气管理能力の向上の支援など、地域協力を推進する。
- 酸性沈着のみならず、オゾンやエアロゾルも含めた越境大气汚染、及び生態影響の監視に重点化した長期モニタリングを着実に実施する。
- 黄砂対策については、北東アジア地域における黄砂モニタリングネットワーク及び早期警報システムの構築を進めるとともに、日中韓の共同研究を推進する。

【海洋環境の保全】

- 海洋環境モニタリングについて、モニタリング指針等に関する策定のために更なる検討を進める。二酸化炭素海底下地層貯留に係る影響評価やモニタリング等の環境保全上適正な管理手法の高度化に関する検討。
- 我が国に漂着するゴミの問題の解決に向けて、モデル地域において、引き続き漂着ゴミの状況把握を行うとともに、発生源対策や効率的かつ効果的な回収・処理方法について更なる検討を行う。

【地球環境分野における国際協力・研究調査等】

(森林の保全・砂漠化への対処・南極の環境保全)

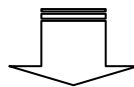
- 違法伐採対策及び持続可能な森林経営への民間ベースの取組推進支援、国民の理解向上のための普及啓発を行う。
- 砂漠化評価・適応策の手法検討を行う。
- 南極地域の環境保護のためのモニタリング技術指針の策定、南極環境保護議定書附属書への対応の継続、南極条約及び環境保護に関する南極条約議定書に基づく査察の実施検討開始、国内担保法に基づく手続きの更なる徹底を行う。

(国際的な貢献と連携・国際協力)

- 引き続き、G8、国連、OECD、日中韓三カ国環境大臣会合(TEMM)、ASEAN+3 環境大臣会合、東アジア首脳会議(EAS) 環境大臣会合等の各種の枠組みで、我が国がリーダーシップを発揮できるよう積極的に貢献する。また、WTO、FTA/EPA の交渉に環境の観点を盛り込むべく、これまでの事業を充実させる。
- クリーンアジア・イニシアティブを推進し、アジアにおいて低炭素型・低公害型社会、循環型社会、自然と人間が共生する社会を構築していく。
- 国際機関等と協力して、革新的な取組を推進すべく、アジア太平洋地域の持続可能な開発に係る施策を引き続き行う。

(研究調査)

- 衛星データの利用による観測空白域の解消、リアルタイムモニタリングが可能な観測ネットワークの構築、及び観測データ利用促進につながるデータ公開システムの開発を検討する。また、温室効果ガス観測技術衛星「いぶき」(GOSAT) の観測データの検証を行う。
- 地球環境分野の監視・観測及び調査研究について、行政として研究してほしいテーマや特に採択したい課題を公募時に明示することにより、行政ニーズに合った研究課題などより重要な分野への研究資源の配分を強化することによって、より効率的かつ効果的に調査研究等を推進する。また、我が国の環境経済統合評価モデルを用いて、アジア各国が自ら将来の環境変化を予測するための能力開発を行い、各国における具体的な政策導入に貢献する。



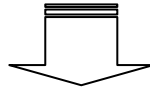
施策の方向性	①	施策の改善・見直し
	①-a	施策の重点化等
	①-b	施策の一部の廃止・完了・休止・中止
	②	取組みを引き続き推進
	③	施策の廃止・完了・休止・中止
	④	機構要求を図る
⑤	定員要求を図る	

今後の施策の方向性	予算要求等への反映	
	機構・定員要求への反映	

⑥当該施策を構成する目標・指標及び評価

目標 2-1		オゾン層の保護・回復						
		オゾン層の状況の監視を行い、オゾン層破壊物質の生産・消費規制、排出抑制対策を実施し、さらにフロン類の回収・破壊を推進することにより、オゾン層の保護・回復を図る。						
環境・循環型社会白書における位置づけ		1章2節 オゾン層保護対策						
関係課・室		フロン等対策推進室						
指標の名称及び単位		①ハイドロクロロフルオロカーボン(HCFC)消費量[ODP トン] ②業務用冷凍空調機器からのフロン類回収量[トン] ③PRTRによるオゾン層破壊物質の排出量の ODP 換算値[ODP トン] ④(参考)南極のオゾンホール面積[万 km ²]						
指標年度等		H16 年度	H17 年度	H18 年度	H19 年度	H20 年度	目標年	目標値
指標	①	1,473	1,118	754	736	集計中	H32 年	0
	②	2,102t	2,298t	2,541t	3,168	集計中	—	増加傾向を維持
	③	6,215	5,376	4,181	集計中	集計中	—	減少傾向を維持
	④	2,423	2,797	2,927	2,490	集計中	—	—
目標を設定した根拠等		基準年	H元年		基準年の値	①5,562		
		根拠等	①モントリオール議定書					
評価・分析		<p>【達成の状況】</p> <p>○オゾンホールは、ほぼ毎年大規模に発達しており、現時点でオゾンホールに縮小する兆しがあるとは判断できない。また、ハイドロクロロフルオロカーボン(HCFC)の大気中濃度は増加を続けており、引き続き対策を講じる必要がある。</p> <p>○平成 19 年度 10 月より新たに整備時の回収が義務づけられたこともあり、業務用冷凍空調機器からの冷媒フロン類の回収量は増加したものの、地球温暖化対策の見地からも引き続きフロン回収・破壊法の周知徹底及び施行強化を図り、回収量の増加に努める必要がある。</p> <p>【必要性】</p> <p>○オゾン層の破壊による有害紫外線の増加は全国民に影響を及ぼす問題であるため、その対策は極めて公益性が高い。</p> <p>○南極のオゾンホールは依然として毎年のように大規模に発達しており、オゾン全量についても減少した状況が継続していることから、有害紫外線の増加による人の健康や生態系への悪影響が懸念されている。</p> <p>○モントリオール議定書の規制スケジュールに基づき、開発途上国におけるオゾン層破壊物質の生産・消費の削減が本格化していることから、途上国支援の重要性が一層高まっている。</p> <p>【有効性】</p> <p>○オゾン層を保護するためには、破壊の原因であるオゾン層破壊物質の大気中への排出を抑制することが効果的であることから、オゾン層破壊物質の生産・消費の規制及び回収・破壊等の推進を通じた総合的な対策が有効である。</p> <p>○ハイドロクロロフルオロカーボン(HCFC)の消費量は着実に減少しており、モントリオール議定書に定める消費量上限(3,615ODP トン)を下回っている。また、フロン回収・破壊法、家電リサイクル法、自動車リサイクル法に基づき、冷蔵・冷凍機器や空調機器からのフロン類の回収・破壊を進めており、平成 19 年度には、業務用冷凍空調機器から約 3,168 トンのフロン類を回収した。これらの対策の結果として、オゾン層破壊物質の排出量は着実に減少傾向にある。</p> <p>○大気中のクロロフルオロカーボン(CFC)濃度は 1990 年(平成 2 年)代後半以降ほぼ横ばい(CFC-12)、または減少してきている(CFC-11 及び CFC-113 は年間約 1%の割合で減少)。一方、ハイドロクロロフルオロカーボン(HCFC)の消費量は減少(H16 年度目標、3,615 トン以下は達成)しているものの、HCFC 及びハロンの大気中濃度は増加の傾向にある(HCFC-22 は年間約 3%、ハロン 1301 は年間約 2%の割合で増加)。</p>						

	<p>○途上国における CFC 削減を支援するため、モンゴル及びスリランカにおいて CFC 削減プロジェクトを実施するとともに、アジア地域におけるオゾン層破壊物質の削減を推進するため国際会合の開催等による知見の提供・支援を行った。</p> <p>【効率性】</p> <p>○主要なオゾン層破壊物質である CFC、HCFC 及びハロンは強力な温室効果ガスでもあり、これら物質の排出削減は地球温暖化対策としても有効であるため、環境保全上の効率性が極めて高い。</p> <p>○限られた予算を効率的に活用すべく、対策の緊急性、影響力等に鑑み、オゾン層保護効果の高い施策への重点的な資源配分を行っている。</p> <p>○関係府省間の連携や地方公共団体との役割分担を積極的に進めることにより、より少ないコストでの目標達成を図っている。</p>
--	--



<今後の展開>	
<p>オゾン層保護に加え地球温暖化防止の見地からも必要とされるフロン類対策について、以下のような施策を実施する。</p> <p>○フロン回収・破壊法の円滑な施行を推進するため、引き続き周知徹底及び施行強化を図るとともに業務用冷凍空調機器からのフロン類の更なる回収量増加方策及び機器使用時排出抑制に向けて要因把握・分析や必要な対策を検討推進する。</p> <p>○ノンフロン製品の普及推進等、脱フロン社会の実現に向けた施策を実施する。</p> <p>○途上国におけるオゾン層破壊物質削減プロジェクトの発掘・形成を図るとともに、プロジェクトを実施する。</p>	

目標 2-2	酸性雨対策・黄砂対策							
	「東アジア酸性雨モニタリングネットワーク（EANET）」及び調査研究の国際的な協調、国内における長期モニタリング計画に基づくモニタリングの実施を行うことにより、東アジア地域での酸性雨等の大気汚染問題に関する協力を推進するとともに、北東アジア地域において国際的に協調した黄砂モニタリングネットワークの確立、共同研究の実施、及び国内モニタリングを進めることで、黄砂の被害緩和に向けた地域協力を推進する。							
環境・循環型社会白書における位置づけ	1章3節 酸性雨・黄砂に係る対策							
関係課・室	環境保全対策課、環境協力室、水・大気環境局大気環境課							
指標の名称及び単位	①EANETモニタリング（酸性沈着）地点数 [地点] ②EANET分析精度管理目標達成率 [%] ③国内酸性雨モニタリングの年間測定値有効地点率[%] ④国内ライダー設置地点数（環境省設置地点） [地点]							
指標年度等	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	目標年	目標値	
指標	①	44	46	47	51	50	H24年度	55
	②	89.3	90.6	93.0	93.4	集計中	—	100
	③	66.7	70.0	80.0	90.3	集計中	—	100
	④	8(2)	8(3)	9(4)	16(5)	17(5)	H24年度	17(5)
目標を設定した根拠等	基準年	—			基準年の値	—		
	根拠等	越境大気汚染・酸性雨長期モニタリング計画（環境省 平成14年3月策定・21年3月改訂）						

評価・分析

【達成の状況】

- 酸性雨については、我が国の主導により EANET が 2001 年（平成 13 年）から本格稼働を開始し、共通手法を用いた酸性雨モニタリングなどの活動を推進している。我が国は、EANET のネットワークセンターに指定されている酸性雨研究センターと協力しつつ、東アジア諸国の大気管理能力向上に向けた活動に積極的に貢献している。国内においては、EANET の手法と調和させた長期モニタリングを実施しており、平成 21 年 3 月には平成 15 年度から 19 年度の調査結果をとりまとめて酸性雨や越境大気汚染の状況やその影響を評価するなど、目標達成に向け進展があった。
- 黄砂については、2008 年より日中韓三カ国の共同研究が開始しており、地域協力の推進や国際プロジェクトに貢献している。また、国内では、平成 14 年度から 19 年度にかけて実施した黄砂実地解明調査の結果を平成 21 年 3 月に取りまとめており目標達成に向け進展があった。

【必要性】

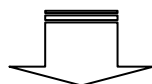
- 近年の東アジア地域の急速な工業化・都市化により、我が国においても酸性雨やオゾンなどの越境大気汚染による環境影響が深刻化することが懸念される。国境を越える大気汚染への対策として、国際的連携の下での長期継続的なモニタリングによる監視と、対策に向けた国際協力の強化が必要である。
- 黄砂の飛来頻度が拡大するに伴い、黄砂の影響への国民の関心が高まっている。黄砂に関する科学的な実態解明が求められるとともに、国境を越えた環境問題であることから、黄砂モニタリングネットワークや早期警報システムの構築等、黄砂対策は北東アジア地域で連携して取り組む必要がある。

【有効性】

- 長期モニタリング計画に基づく国内モニタリングの着実な実施により、酸性雨の状況を監視するとともに、我が国の支援により、EANET 参加国においても同一手法による酸性雨モニタリングの実施とデータの精度を確保している。また、EANET 政府間会合において、設立基盤を強化すべく、EANET の将来発展に向けた議論が進展しているところ。
- 黄砂モニタリングネットワークの着実な整備により、黄砂飛来状況の把握と早期警報システムの構築に向けた北東アジア地域の取組に貢献している。また、日中韓三カ国環境大臣会合の枠組みの下、共同研究の実施等の黄砂対策に係る地域協力について検討が進んでいる。

【効率性】

- 酸性雨等の国内モニタリングについては、大気汚染物質の長距離輸送の監視や生態系への影響監視を重点化するとともに、課題に応じた確実なモニタリング体制を構築するため、平成 21 年 3 月に酸性雨長期モニタリング計画を見直し、31 あった測定所を 27 に集約するなど、効率的に実施している。
- 黄砂モニタリングネットワークの構築にあたっては、環境省設置の 5 台のライダー装置*だけでなく、研究機関等の協力を得て、国内外 17 台のライダー装置によるネットワーク化を実現している。
*地上から放射されたレーザー光が空中の微粒子によって散乱される状況から、黄砂の鉛直方向の濃度分布や、高度をリアルタイムで読み取る装置

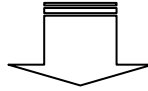


<今後の展開>

- 東アジア地域における大気汚染防止の取組を推進するため、国際的な枠組みである EANET 活動の将来発展に向けた取組の推進や、東アジア諸国の大気管理能力の向上の支援など、地域協力を推進する。
- 酸性沈着のみならず、オゾンやエアロゾルも含めた越境大気汚染、及び生態影響の監視に重点化した長期モニタリングを着実に実施する。
- 黄砂対策については、北東アジア地域における黄砂モニタリングネットワーク及び早期警報システムの構築を進めるとともに、日中韓の共同研究を推進する。

目標 2-3	海洋環境の保全							
	海洋環境保全に関する各条約*及び国内法の着実な実施を図るとともに、国連環境計画が推進する日本海及び黄海を対象とした「北西太平洋地域海行動計画(NOWPAP)」に基づく取組等により、国際的な連携の下で油流出事故の発生時における適切な対応や漂流漂着ゴミ対策を図る。(※具体の条約名は⑦欄に記載)							
環境・循環型社会白書における位置づけ	1章4節 海洋環境の保全							
関係課・室	環境保全対策課							
指標の名称及び単位	①陸上で発生した廃棄物の海洋投入処分量[万ト]							
指標年度等	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	目標年	目標値	
指標	①	378	338	320	255	集計中	21	250
	②							
	③							
目標を設定した根拠等	基準年	H15年度		基準年の値	384			
	根拠等	H19年4月より海洋投入処分の許可制度を導入したことを踏まえ、H19年度の海洋投入処分実績の近似値						
評価・分析	<p>【達成の状況】</p> <p>○海洋汚染防止対策については、国際的な連携の下で、油、有害液体物質等、廃棄物について、各種の規制措置を講じてきた。</p> <p>○漂流・漂着ゴミ対策に関する関係省庁会議とりまとめを踏まえ、漂流・漂着ゴミに関する施策を着実に実施した。特に、漂流・漂着ゴミに係る国内削減方策モデル調査については、7県11海岸のモデル地域を選定し、漂着ゴミの効率的かつ効果的な回収・処理方法の検討に向けて進展があった。</p> <p>【必要性】</p> <p>○廃棄物の海洋投入処分やタンカーの座礁事故等による海洋汚染が懸念されており、国際的な枠組みの下に一層の環境保全を図っていく必要がある。また、平成19年4月から導入された廃棄物の海洋投入処分の規制の効果の的確に把握していく必要がある。</p> <p>○水質、底質及び海洋生態系等を対象とした海洋環境モニタリングを行い、陸域起源及び海洋投入処分による汚染の海洋環境への影響を把握する必要がある。</p> <p>【有効性】</p> <p>○関連法の着実な施行により国際的な枠組みの下での海洋汚染防止対策を図るとともに、油等の流出事故に対する緊急時体制の整備等の各種施策を着実に進めた。</p> <p>○ロンドン議定書の採択に伴い改正された海洋汚染防止法に基づき、平成19年4月から導入された廃棄物の海洋投入処分に係る許可制度の適切な運用を図った。また、廃棄物の海底下廃棄を原則禁止し、二酸化炭素海底下地層貯留に係る許可制度の導入を目的とした改正海洋汚染防止法が平成19年11月より施行された。</p> <p>○国際海事機関における危険化学薬品のばら積み運送のための船舶の構造及び設備に関する国際規則の内容の変更に伴い、海洋環境の保全の見地から有害である物質の見直しを行うため、海洋汚染防止法施行令の一部改正を行った。</p> <p>○NOWPAPの活動促進のため、リモートセンシング（人工衛星による地球観測）による海洋観測を行うための研究開発を行った。また、リモートセンシングデータを用いた富栄養化モニタリングガイドラインについて策定し、平成20年11月にリモートセンシング研修を行った。</p> <p>○バラスト水条約の発効に備えた基礎情報の収集等を行い、条約を受け入れるための準備を進めた。</p> <p>○OPRC-HNS議定書の締結に伴い、環境面からの国内体制を、早急に進める必要があるため、有害液体物質の流出事故時における環境影響評価手法の開発等、環境省が実施すべき措置の検討を行った。</p> <p>○我が国に漂着するゴミの問題の解決に向けて海浜やゴミの状況に適した削減方策を検討するため、7県11海岸のモデル地域を選定し、漂着ゴミの状況把握を行うとともに、発生源対策や効率的かつ</p>							

	<p>効果的な回収・処理方法を検討した。</p> <p>○二酸化炭素海底下地層貯留に係る環境影響評価手法及びモニタリング手法の高度化に関する技術開発の検討を行った。</p> <p>【効率性】</p> <p>○平成 19 年度において、限られた予算を効率的活用すべく、過去の経緯も踏まえ、海洋環境モニタリングの観測測線及び観測点の見直しを行った。</p> <p>○我が国に漂着するゴミの問題の解決に向けて、7 県 11 海岸のモデル地域を選定し、それぞれの地域の特性に応じた効率的かつ効果的な回収・処理方法を検討した。</p>
--	---



<今後の展開>	
<p>○NOWPAP 活動に引き続き貢献するとともに、関係各国の連携を強化する。</p> <p>○パラスト水条約の発効に向けて、引き続き国内体制を整備する。</p> <p>○OPRC-HNS 議定書の発行に伴い、環境面からの国内体制を早急に進める必要があるため、引き続き環境保全の観点からの事故対策マニュアルの策定等、環境省が実施すべき措置の検討を行う。</p> <p>○海洋環境モニタリングについて、今後のモニタリングの基本指針等に関する策定のために更なる検討を進める。また、事故等への対応を強化するため、衛星画像の活用の可能性の検討、我が国近海における潮流及び水塊移動速度に係る最新の知見の整理等を行う。さらに、二酸化炭素海底下地層貯留に対する許可発給制度が平成 19 年 11 月より施行されたことから、二酸化炭素海底下地層貯留に係る環境管理手法の高度化に関する検討を行う。</p> <p>○陸域起源及び海洋投入処分による汚染の海洋環境への影響を把握するため、引き続き海洋環境モニタリングを行う。</p> <p>○我が国に漂着するゴミの問題の解決に向けて海浜やゴミの状況に適した削減方策を検討するため、引き続きモデル地域において、漂着ゴミの状況把握を行うとともに、発生源対策や効率的かつ効果的な回収・処理方法を検討する。また、NGO 等との関係者間の連携の推進及び海岸清掃、普及啓発等の効果的な方策についても検討する。</p>	

目標 2-4	地球環境分野における国際協力・研究調査等							
	環境に関する世界的な枠組みづくりやルール形成等への主導的な貢献、開発途上地域における環境保全のための支援、国際研究協力の推進などを通じて、地球環境分野において国際協力及び研究調査などを推進する。							
環境・循環型社会白書における位置づけ	1 章5節 森林の保全と持続可能な経営の推進							
	1 章6節 砂漠化への対処							
	1 章7節 南極地域の環境の保護							
	7 章3 節調査研究、監視・観測等の充実、適正な技術の振興等							
	7 章9 節 国際的取組に係る施策							
関係課・室	総務課、環境保全対策課、環境協力室、研究調査室							
指標の名称及び単位	① (間接)南極保護法に基づく南極渡航者の手続き率[%]							
指標年度等	H16 年度	H17 年度	H18 年度	H19 年度	H20 年度	目標年	目標値	
指標	①	68.3	90.6	73.4	集計中	集計中	-	100
	②							
	③							
目標を設定した根拠等	基準年	-			基準年の値	-		
	根拠等	-						

【達成の状況】

(森林の保全・砂漠への対処・南極の環境保全)

○森林の保全については企業とのパートナーシップの促進に関する調査事業及び木材調達のグリーン化普及啓発事業の実施、砂漠化対策についてはアフリカの砂漠化評価及び北東アジアにおける砂漠化防止のためのパイロット事業の実施、また、南極地域の環境保全等の分野については、環境保護に関する南極条約議定書責任附属書の解釈に関する議論への積極的な参加等により、国際的な貢献を行った。

(国際的な貢献と連携・国際協力)

○地球環境保全に関して、G8、国連、経済協力開発機構(OECD)、アジア太平洋環境会議(エコアジア)、日中韓三カ国環境大臣会合(TEMM)、ASEAN+3 環境大臣会合、東アジア首脳会議(EAS) 環境大臣会合等の各種の枠組みのもとで、資金拠出、専門家の派遣、会議等での我が国の優良事例の報告など、積極的な貢献を行い、国際的な環境政策の推進に寄与し期待どおりの成果が得られた。また、貿易と環境の相互支持性の強化のために、貿易自由化に起因する環境影響調査や、他国の環境・貿易政策のレビュー等、自由貿易協定(FTA)/経済連携協定(EPA)交渉や世界貿易機構(WTO)交渉等に有効な政策研究を行い期待どおりの成果が得られた。

○アジア太平洋地域の有識者との間で同地域での革新的な取組を実現するためのスキームの議論を行い、優良事例の収集や政策対話を通じて、国際協力における知的貢献とそのための戦略づくりに寄与し期待どおりの成果が得られた。

(研究調査)

○重点施策に基づき、低炭素社会づくり及び賢い適応策にかかる2つの特別募集枠を設定し、重点的な資金配分を行うことにより、効率的かつ効果的な運営を行った。

○地球環境分野の調査・研究により、地球温暖化観測に必要な基盤技術の開発や、地球温暖化分野の情報提供の推進を図った。また、IPCC への支援は、第5次評価報告書作成に向けた IPCC の諸活動に貢献した。

○地球温暖化に対する我が国内外の影響予測体制について強化するため、定員増を確保した。

○温室効果ガス観測技術衛星「いぶき」(GOSAT) が、平成21年1月に打ち上げられた。

評価・分析

【必要性】

(森林の保全・砂漠への対処・南極の環境保全)

○森林の保全及び砂漠化対策については、熱帯林をはじめとして森林が失われつつあり、また、乾燥地域及び半乾燥地域において気候変動や人間活動による土地劣化の危機が懸念されている中で、生態系全体を捉えた観点や、途上国における貧困問題という観点から、国際的枠組みの下での取組を進める必要がある。

○南極地域は、環境上の高い価値があると国際的に認められており、適切な環境影響評価の実施等により、議定書の国内担保法を着実に実施し、環境保護に関する国際的な貢献を図る必要がある。

(国際的な貢献と連携・国際協力)

○地球環境問題や途上国における貧困等が深刻化する中、持続可能な開発を実現するための国際的な取組が肝要である。このような状況において、先進国である日本は、各種国際会議の開催や会議への出席、国際的枠組みへの様々な形での関与などを通して、積極的な貢献をしていく必要がある。また、経済のグローバル化が進む中で、貿易と環境の相互支持性を強化する必要がある。

○開発途上国における環境問題は、当該途上国のみならず、我が国を含む国際社会全体に深刻な影響を及ぼす重要な課題である。アジア・太平洋地域にはなお開発途上の地域が多く、日本が先進国として当地域の持続可能な開発に寄与することは公共的観点から必要性が高い。

○開発途上国においては、政府によって一貫した環境政策の立案と実施が進められることが、民間や NGO 等の具体的活動の進展にもつながる。こうした観点から、政府レベルでの政策協議が必要かつ重要である。

(研究調査)

○地球環境を保全し、環境と経済の統合された社会を実現していくためには、環境研究・技術開発の推進が必要不可欠であり、その重要性については第3期科学技術基本計画(平成18年3月28日閣議決定)においても指摘されているところである。

○多様化・複雑化する環境問題の構造を的確に把握し、効果的な対策を推進するためには、最新の科学的知見を得るための研究及び、最新の技術の開発とその普及が必要である。しかしながら、環境問題に係る

研究や技術開発については、市場メカニズムに任せては十分進まない場合が多い。したがって、政策ニーズの高い環境分野の調査研究、技術開発については、国が率先して総合的かつ戦略的に推進することが必要である。

【有効性】

(森林の保全・砂漠への対処・南極の環境保全)

- 国連森林フォーラム、アジア森林パートナーシップ、国際熱帯木材機関への参加等、積極的に関与することにより、森林の保全と持続可能な経営に係る国際的取組の進展に寄与した。
- 砂漠化対処条約締約国会議等への参加、我が国の知見の提供等、積極的に関与することにより、砂漠化対策に係る国際的取組の進展に寄与した。
- 国内担保法に基づく南極地域活動の環境影響評価等を実施するとともに、南極条約協議国会議や環境保護委員会等への積極的な関与により、南極地域の環境の保護に向けた国際的取組に貢献している。

(国際的な貢献と連携・国際協力)

- 地球環境保全に関して、G8、国連、OECD、エコアジア、日中韓三カ国環境大臣会合(TEMM)、ASEAN+3 環境大臣会合、東アジア首脳会議(EAS) 環境大臣会合等の各種の枠組みのもとで、資金拠出、専門家の派遣、我が国の優良事例の報告など、積極的な貢献を行うことにより、当該枠組みの地球環境保全に関する活動を強化・推進するのみならず、我が国の国際社会におけるプレゼンスを高め、我が国の発言力を確保することができた。また、このような場で情報交換を行うことにより、各国の優良事例と我が国の取組を比較考慮、国内世論の喚起等が可能となり、国内施策を立案する上で有効であった。
- 近年、経済成長とともに環境問題が深刻化しているアジア太平洋地域において、多国間及び二国間の国際会議開催やウェブサイト等によって互いの環境情報を交換する場を設けることは、アジア太平洋地域の環境への取り組みを進める上のみならず、我が国にとっても他国の情報を収集する上でも有効な施策であった。
- 北東アジア地域の国々との環境政策対話や環境協力プロジェクトの推進、地方公共団体等による協力の支援、国内の協力基盤の整備等を通じ、北東アジア地域を中心とした開発途上国の環境保全に貢献している。
- 他国の締結している FTA/EPA における環境条項の分析、WTO における議論の整理等は、我が国が FTA/EPA や WTO の交渉を行うに当たって環境の観点から検討を行うために有効であった。
- アジア太平洋地域では、アジア太平洋環境開発フォーラム(APFED)による地域各界関係者による政策対話や持続可能な開発の優良事例の収集、普及等を通じ、地域の持続可能な社会構築に貢献している。

(研究調査)

- 地球環境分野の調査研究については、我が国の地球温暖化分野の施策の進展に貢献した。
- 地球環境研究総合推進費及び地球環境保全試験研究費の運営にあたっては、事前・中間・事後評価を実施している。採択された課題の中間・事後評価については、当初の研究目的に対して概ね妥当との評価が得られた。
- 地球環境研究総合推進費等を活用して、政策的な観点を重視した、地球温暖化防止や生物多様性の保全等の様々な分野における地球環境研究を実施し、監視・観測を推進した。また、成果発表会や一般公開シンポジウムを積極的に開催することにより、マスコミ、行政、民間企業等に対して成果の普及広報を図った。
- アジア太平洋地球変動ネットワーク(APN)の枠組みを活用して、アジア太平洋地域における地球変動研究と政策決定の連携を促進している。

【効率性】

(森林の保全・砂漠への対処・南極の環境保全)

- 世界的な森林の保全及び砂漠化対策については、地球環境問題として喫緊の課題であり、国際的枠組みの下で各国が協力して対策を講じることにより、効率的に対策を実施することができる。
- 南極地域は国際的に高い価値の認められている環境であり、国際的な枠組みの下で、各国が分担協力して保護施策を推進することが最も効率的な対策である。

(国際的な貢献と連携・国際協力)

- 地球環境保全に関しては、一国のみでの取組には限界がある。よって国内施策の実施のみならず、その情報外に提供するとともに、G8、国連、OECD、エコアジア、日中韓三カ国環境大臣会合(TEMM)、

ASEAN+3 環境大臣会合、東アジア首脳会議(EAS)環境大臣会合等の各種の枠組みにおいて、国際社会の積極的な関与を促すことにより、保全のための効率的な問題解決を図ることができる。

○北東アジア地域の環境管理の改善を目標に掲げて、施策を重点化するとともに、多様な主体との連携を行うことにより、効果的・効率的に環境保全を実施している。

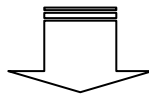
○WTO 交渉の論点を整理し、また FTA/EPA 交渉において、事前に他国の状況の分析を行うなど早期の段階で環境保全の視点から検討することは、貿易と環境の相互支持性を強化する上で、効率的な手法である。

(研究調査)

○地球環境問題の調査研究に係る我が国の貢献については、国際的に高い評価を受けており、我が国の支援に対する費用対効果は高い。

○地球環境研究総合推進費では、様々な研究課題を、公募を通じて、コストを勘案しつつ、公正で透明性の高い評価に基づいて選定している。必要な場合には他省庁に移替を行う等、高い効率性・競争的環境を確保している。

○地球環境研究総合推進費及び地球環境保全試験研究費では、事前評価、中間評価及び事後評価を実施することにより、調査研究や観測モニタリング等を効率的・効果的に推進している。また中間・事後評価指標の厳格化や、各課題において外部有識者を交えたアドバイザリーボード会合を開催するなど、制度の有効性、効率性をより一層高めるべく制度の改革を推進している。



<今後の展開>

(森林・砂漠・南極)

○持続可能な森林経営や違法伐採対策の調査、検討を行い、国連森林フォーラム等の国際的取組の進展に貢献する。

○砂漠化評価・適応策の手法検討調査等を行い、砂漠化対処条約等の国際的取組の進展に貢献する。

○我が国昭和基地における観測活動による環境影響に係るモニタリングの検討や、我が国初となる他の南極条約協議国基地等への査察実施に向けた検討を進めるとともに、国内外の南極旅行取扱業者等への南極保護法の普及啓発を図る。

(国際的な貢献と連携国際協力)

○引き続き、G8、国連、OECD、日中韓三カ国環境大臣会合(TEMM)、ASEAN+3 環境大臣会合、東アジア首脳会議(EAS) 環境大臣会合等の各種の枠組みで積極的に貢献する。また、WTO、FTA/EPA 交渉に環境の観点を盛り込むべく、これまでの事業を充実させる。

○環境と共生しつつ経済発展を図り、持続可能な社会の構築を目的として、クリーンアジア・イニシアティブを推進する。また、「環境モデル都市」、「環境モデル島」の構築に向け、現地調査等を行い、事業計画を検討する。

○各国との政策対話や、環境の状況等に関する調査結果に基づき、優先順位の高い分野から、具体的な協力を進める。

○国際機関等と協力して、革新的な取組を推進すべく、アジア太平洋地域の持続可能な開発に係る施策を引き続き行う。

(研究調査)

○平成 21 年度は、行政ニーズに的確に応えるため、トップダウン型の戦略的研究開発領域課題を2つ立ち上げる。また、気候変動影響・適応に関する情報収集、評価・対策の検討により、効果的・効率的な適応策の推進を図る。

⑦ 予算事項（事務事業）について

当該施策に関する主な法律・税制等				
○オゾン層の保護のためのウィーン条約(昭和60年3月採択、昭和63年9月発効)				
○オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書(昭和62年9月採択、平成元年1月発効)				
○特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律(オゾン層保護法)(昭和63年法律第53号)				
○特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律(フロン回収・破壊法)(平成13年法律第64号)				
○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和54年法律第136号)				
○1973年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する1978年の議定書(MARPOL(海洋汚染防止条約)73/78条約)(昭和53年2月)				
○1972年の廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約(ロンドン条約)及び同条約96年議定書(昭和47年11月)(平成8年11月)				
○1990年の油による汚染に係る準備、対応及び協力に関する国際条約(OPRC(汚濁事故対策協力)条約)(平成2年11月)				
○2000年の危険物質及び有害物質による汚染事件に係る準備、対応及び協力に関する議定書(HNS議定書)(平成12年3月)				
○北西太平洋地域海行動計画(NOWPAP)(平成6年9月)				
○船舶のバラスト水及び沈殿物の規制及び管理のための国際条約(バラスト水条約)(平成16年2月)				
○深刻な干ばつ又は砂漠化に直面する国(特にアフリカの国)において砂漠化に対処するための国際連合条約(砂漠化対処条約)(平成6年6月採択、平成8年12月発効)				
○生物多様性条約(平成4年5月採択、平成5年12月発効)				
○南極地域の環境の保護に関する法律(平成9年法律第61号)				
目標番号	関連する予算事項名及びその予算額(千円)	H20当初	H21当初	H22反映
2-1	① オゾン層保護法・フロン回収破壊法施行事務費	4,462	4,386	
	② フロン等大気中濃度等監視調査費	20,144	20,029	
	③ ハロン管理システム等検討調査費	5,688	5,688	
	④ 途上国におけるフロン等対策支援事業費	20,000	46,558	
	⑤ 冷媒フロン類排出抑制推進費	-	18,433	
	⑥ フロン代替製品普及推進事業費	-	6,511	
	⑦ 新フッ素系物質等に係る地球温暖化対策検討費	-	16,021	
	⑧ 業務用冷凍空調機器フロン回収強化対策推進費	18,299	-	
	⑨ ハンフロン化推進方策検討調査費	8,080	-	
	⑩ 液体PFC等排出抑制対策推進事業費	15,963	-	
	⑪ 省エネ自然冷媒冷凍装置導入促進事業(再掲1-1)	-	-	
2-2	① 東アジア酸性雨モニタリングネットワーク拠出金	125,694	105,346	
	② 国内酸性雨モニタリング推進費	233,734	252,955	
	③ 黄砂対策推進費	36,958	35,630	
	④ クリーンアジア実現のための東アジア大気汚染防止戦略検討調査費	0	79,601	
	* 酸性雨調査研究費	-	-	
2-3	① PICES年次会議開催等経費	2,550	2,306	
	② 海洋基本計画推進経費 (平成21年度より、海洋環境モニタリング推進費、油汚染対策推進費、北西太平洋地域海行動計画推進費、OPRC条約HNS議定書国内対応事業費を統合)	111,562	93,461	
	③ 海洋汚染対策規制基準設定等調査費	8,673	2,529	
	④ ロンドン議定書国内対応事業費	-	-	
	⑤ ロンドン議定書実施のための不発弾陸上処理費	105,240	221,633	
	⑥ バラスト水条約対応基礎調査費	9,522	9,683	
	⑦ 漂流・漂着ゴミに係る削減方策調査費	359,859	196,000	
	⑧ 二酸化炭素海底地層貯留技術開発事業費(再掲1-1)	-	-	
2-4	① 熱帯林等森林保全対策調査経費	17,607	22,829	
	② 砂漠化防止対策調査経費	18,957	18,903	

③	南極地域自然環境保全対策費	10,076	9,302	
④	南極条約事務局拠出金	564	1,250	
⑤	南極条約及び同議定書に基づく査察実施費	5,478	25,977	
⑥	南極地域環境保護モニタリング技術指針作成事業費(前年度限りの経費)	18,627	-	
⑦	日中環境協力推進費	-	23,555	
⑧	北東アジア環境協力推進費	13,546	13,576	
⑨	日中韓環境協力推進費	44,367	44,159	
⑩	島嶼国を始め世界各地との環境連携強化費	13,572	50,724	
⑪	我が国のODAにおける環境配慮強化調査費	19,160	18,833	
⑫	国際会議等派遣等経費	160,101	196,344	
⑬	二国間国際会議関係経費	16,683	15,791	
⑭	経済協力開発機構拠出金	42,804	37,323	
⑮	国際連合環境計画拠出金	170,642	155,541	
⑯	国際連合環境計画国際環境技術センター拠出金	99,767	90,938	
⑰	ヨハネスブルグ・サミットを契機とした持続可能な開発の取組総合推進費	29,837	28,384	
⑱	貿易自由化と環境保全の相互支持性強化推進費	13,642	31,877	
⑲	国際連合環境計画アジア太平洋地域事務所拠出金	61,082	55,676	
⑳	アジア太平洋環境開発フォーラムセカンドステージ(APFEDII)活動推進費	92,823	90,506	
㉑	開発途上国草の根環境保全活動普及推進費	7,145	8,008	
㉒	クリーンアジア・イニシアティブ推進費	-	170,552	
㉓	気候変動に関する政府間パネル(IPCC)拠出金	17,820	16,560	
㉔	排出・吸収量世界標準算定方式確立事業拠出金	114,448	150,113	
㉕	地球環境戦略研究機関拠出金	550,000	550,000	
㉖	地球環境に関するアジア太平洋地域共同研究・観測事業拠出金	110,729	134,195	
㉗	アジアにおける環境・経済統合影響評価モデルによる日本型環境政策検討スキームの導入支援費	10,000	9,760	
㉘	地球環境研究計画策定等経費	4,047	3,984	
㉙	地球環境保全等試験研究費のうち地球環境保全研究費	301,101	312,145	
㉚	環境研究総合推進費のうち地球環境研究総合推進費	3,197,000	3,955,000	
㉛	気候変動影響・適応に関する情報収集・評価・対策事業	-	13,295	
*	衛星搭載用観測研究機器製作費	-	-	
*	気候変動影響モニタリング・評価ネットワーク構築等経費	-	-	
*	IPCC 報告書作成支援調査費	-	-	

「*」の事業については、予算書上では「環境問題に対する調査・研究・技術開発に必要な経費」に計上。

⑧終期を迎えた予算事項についての検証

予算事項番号	終期を迎えた理由	今後の対応策

⑨特記事項

<p><政府重要政策としての該当></p> <p><当該施策に係る府省庁> 内閣官房、内閣府、外務省、水産庁、経済産業省、国土交通省、気象庁、海上保安庁</p> <p><昨年度評価書からの変更点> ○目標2-1の指標②の変更については、平成19年10月から改正フロン回収・破壊法が施行され、新たに機器整備</p>
--

時におけるフロン回収が義務づけられており、整備時回収量を考慮した回収率の算定が困難なため。

○目標2-3の指標①の変更については、H19年4月より海洋投入処分の許可制度を導入されたことを踏まえたため。

⑩各目標に設定された指標について

目標番号 及び指標名	2-1-①	ハイドロクロロフルオロカーボン(HCFC)消費量
	2-1-②	業務用冷凍空調機器からのフロン類回収量
	2-1-③	PRTRによるオゾン層破壊物質の排出量のODP換算値
	2-1-④	(参考)南極のオゾンホール面積
	2-2-①	EANETモニタリング地点数
	2-2-②	EANET分析精度管理目標達成率
	2-2-③	国内酸性雨モニタリングの年間測定値有効地点率
	2-2-④	ライダー設置地点数(環境省設置地点数)
	2-3-①	陸上で発生した廃棄物の海洋投入処分量
	2-4-①	(間接)南極保護法に基づく南極渡航者の手続き率
指標の解説	<p>2-1-① : HCFC生産量+HCFC輸入量-HCFC輸出量。なお、ODPトンとは、オゾン層破壊物質の量に各々のオゾン破壊係数を乗じ合計したもの。</p> <p>2-1-② : 都道府県の登録を受けた回収業者から報告された機器廃棄時及び整備時における回収量を合計したもの。</p> <p>2-1-③ : PRTR法に基づくオゾン層破壊物質の排出量にオゾン破壊係数を乗じて得られた数の合計。</p> <p>2-1-④ : オゾン全量が220m atm-cm以下の領域の面積の当該年の最大値。</p> <p>2-2-① : EANET参加国がEANET登録地点としてモニタリングしている地点数</p> <p>2-2-② : EANET参加国が実施している精度保証・精度管理における管理目標値の達成状況</p> <p>2-2-③ : 酸性雨長期モニタリング計画に基づき、国内で実施しているモニタリング地点のうち、年間測定値が有効(年間80%以上、適正なデータを取得)な地点の割合</p> <p>2-2-④ : 北東アジア地域においてネットワーク化されたライダーの設置地点数</p>	
評価に用いた資料等	<p>2-1-① : オゾン層保護法第3条第2項により公表される消費量</p> <p>2-1-② : フロン回収・破壊法に基づく平成19年度の業務用冷凍空調機器からのフロン類の回収量等の集計結果について(環境省報道発表資料)</p> <p>2-1-③ : 平成19年度PRTRデータの概要ー化学物質の排出量・移動量の集計結果ー</p> <p>2-1-④ : オゾン層観測報告2007(気象庁)</p> <p>2-2-① : EANET年次報告書</p> <p>2-2-② : 酸性雨対策調査取りまとめ</p> <p>2-2-③ : EANET分析機関間調査報告書</p> <p>2-2-④ : 環境省資料</p>	



指標に影響を
及ぼす外部要因

2-2-③ 落雷や台風等自然災害の被害による測定値取得率への影響